

播磨臨海地域道路の
都市計画に係る
公聴会の記録
(東播会場)

公表版

兵庫県まちづくり部都市計画課

この記録は、下記により開催した「播磨臨海地域道路の都市計画に係る公聴会（東播会場）」について、都市計画に関する公聴会開催規則（昭和 44 年兵庫県規則第 76 号）第 17 条の規定に基づき作成したものである。

記

1 案件の概要

東播都市計画道路に「1.4.2 号播磨臨海地域道路」を追加し、「3.2.260 号梅井線」、「3.5.261 号高須松村線」を変更する。

2 期日：令和 7 年 6 月 15 日（日）

3 場所：加古川市役所新館 10 階大会議室

4 公述人の氏名及び住所

- 1 番 ○○（加古川市平岡町高畑○○）
- 2 番 ○○（高砂市西畑○○）
- 3 番 ○○（加古川市平岡町高畑○○）
- 4 番 ○○（稻美町六分一○○）
- 5 番 ○○（稻美町六分一○○）
- 6 番 ○○（加古川市平岡町新在家○○）
- 7 番 ○○（加古川市平岡町山之上○○）
- 8 番 ○○（加古川市別府町元町○○）
- 9 番 ○○（神戸市須磨区道正台○○）
- 10 番 ○○（加古川市別府町別府○○）
- 11 番 ○○（高砂市高砂町次郎助町○○）
- 12 番 ○○（播磨町南大中○○）
- 13 番 ○○（高砂市伊保崎○○）
- 14 番 辞退
- 15 番 欠席

※ 「播磨臨海地域道路の都市計画に係る公聴会の記録（東播会場）」から、個人情報や会場で案内した注意事項などを削除したものを公表版として作成しています

5 公述人が述べた意見及び公聴会の経過

(開会：午前 10 時 00 分)

○司会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから播磨臨海地域道路の都市計画に係る公聴会を開催いたします。

公聴会の議長として、都市計画に関する公聴会開催規則第 10 条の規定に基づき、兵庫県まちづくり部都市計画課課長の林が知事の指名を受けております。

本日の公聴会には、関係者として明石市都市局道路安全室道路整備課、加古川市都市計画部都市計画課、高砂市都市創造部都市住宅室都市政策課、稲美町地域整備部都市計画課、播磨町都市基盤部都市計画課、それぞれ出席していただきます。

では、以後の進行については、林議長にお願いします。

○議長 本日の公聴会の議長を務めます、兵庫県まちづくり部都市計画課長の林でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、公述に入ります。

1 番の方、前の公述人席にて公述をお願いいたします。

○公述人（1 番） 公述人 1 番、〇〇の〇〇の〇〇と申します。場所は平岡町の高畑にございまして、意見陳述をさせていただきます。

弊社の〇〇及び〇〇のどちらも高畑地区の加古川バイパス西行き側道沿いにあるんですけども、どちらも加古川ジャンクションの道路計画図の下、以前いただいた書類のジャンクションの赤い地図の下に位置しているんですけども、会社の移転は、企業自体や従業員に対して様々な負担が大きく、またいずれ移転をする前提で運営していくことになり、工場建屋の修繕や改築、また工場設備の更新などの予定が今どうしたらいいか立てられないような状況になっていますので、加古川ジャンクションの建設、現在の位置の建設自体は現時点では反対です。

ただ、この道路の必要性が理解できていないというようなわけではありませんので、建設地の変更や建設自体を推進することが変えられないのであれば、いつ頃に具体的な移転の交渉時期になるのかとか、いつ頃立ち退きをしなければならないのか、またどのような

代替地を御用意していただけのかというのを早急に示していただきたいと思っています。

高畠の場所で 36 年弱事業を行っており、現在 35 人の従業員を雇用しているんですけれども、移転などにより通勤ができないなどで人員が辞めてしまうというような可能性もあり、この人手不足の時代に当社としては大きなダメージを被ることになります。

工場建屋も古くて、熱中症対策のために修繕もしていこうという方針だったんですけども、これまでいろいろお聞きしたような、事業体が決まっていないから 5 年先なのか 10 年先なのかというような、ちょっとぼんやりした御回答しかいたただけていないので、できるだけ具体的に、何なら個別で早急に、移転等をしなければいけないのであれば、前を向いたお話をさせていただきたいなと考えております。

これで公述を終わります。

○議長 1 番の方、ありがとうございました。お席にお戻りください。

続きまして、2 番の方、前の公述人席にて公述をお願いいたします。

○公述人（2 番） 2 番、高砂市西畠〇〇から参りました〇〇でございます。

早速ですが、5 点意見陳述を申し上げます。

まず 1 点目、今回の公聴会は、高砂市等の担当者によれば、都市計画法第 16 条第 1 項に基づく公聴会との説明がありました。ならばこの公聴会は、都市計画の原案に対し、住民が意見・要望を述べることで、計画作成に住民の意見・要望を取り入れることが期待される場と認識します。

しかしながら、高砂市をはじめ近隣の市町では、加古川市を除き公聴会規則が見当たらず、制定していません。規則を制定せずとも、法に基づき実施するので問題ないということなのか、そもそも手続に基づき聞くだけ、案に取り入れ検討する気がさらさらないということなのか、県としてそのような市町の状況、報告をどう捉え、

我々の思い、要望に応えるつもりか、明確にお答えいただきたいと思います。

少なくとも、高砂市及びルート上の各市町で行われた説明会、個別説明会では、多くの住民、団体から要望、疑問、意見、懸念が多数出され、各種団体等からも嘆願書、反対決議書、署名等が多数出されていますが、市の審議会においても一切その事実の報告もなければ、それに基づく案の修正の事実もないのが現状です。

我々が活動している会においても、既に1万3,000筆を超える署名が集まり、住民世帯の4割以上が立ち退きを迫られる西畠1丁目自治会では、自治会総意で道路計画反対、見直しを求める決議書、署名を再提出しています。

各市町の担当者が言う「住民、地域に対し繰り返し丁寧に真摯に説明し、一定の理解は得られた」という説明、報告では済まされない。多数の民意、見直し・撤回を求める声がいまだ確かに存在するという事実をしっかりと御認識いただき、対応を願いたいと思います。

2つ目、昨今、バブル期、高度成長化時代につくられた様々なものが老朽化し、インフラの危機が叫ばれています。「ものさえつくれば、発展と成長と豊かさが得られた」という経済神話は、今や過去の遺物となっています。時代はSDGs、リサイクル、自然との共生、文化、歴史、自然の本質を生かした持続的で環境、人に優しい質の高い行政こそが求められています。

ましてや、20世紀の価値観のまま、地質の調査、地盤の調査もせず、費用算出は数十年前のもの、我々の様々な指摘、疑問に答えもしないはずそんな計画は論外と言わざるを得ません。これから先、時代はさらに変化し、新規事業より我々の安全・安心に直結する多大な費用を要する維持管理、補修こそが最優先課題と考えます。

つくったものは、いずれまた老朽化します。人口減少が避けられない事実となった今、それらの負担はますます増え続け、我々住民、行政の負担となって覆いかぶさってきます。少なくとも今、一旦立ち止まり、冷静に全てを見詰め直し、撤回し考え直す必要があるの

ではないかと考えます。

3つ目、国が各自治体に要請して作成されている「公共施設等総合管理計画」という施策がありますが、県もそれに伴い高校の統廃合、県営住宅の削減を計画しています。高砂市においても、20年間で15%の公共施設を削減するとの数値目標を上げ、「公共施設全体最適化計画」なるものを推進しています。

折しも、つい最近、新たな学校づくり審議会、アンケートも立ち上がり、保護者等からは、「播磨臨海地域道路といい、学校・公園を潰し統廃合前提、まちを壊すのか」との声も上がっています。まさにこのルート案が国、県、市の行政懸案を一举に解決できる一石二鳥、三鳥の妙案と安直、短絡的に策定したのではないかとさえ思います。全くもって行政のための国、県に忖度する決定、そこには住民に寄り添う姿勢、目線のかけらも感じられません。まさに市行政のベクトルがある1点に向き集中していると感じざるを得ません。

播磨臨海地域道路説明会時の質問に対して、「公共地の活用」という表現をしてみたり、ある地元議員が「たかだか数十件の犠牲」と発言してみたり、行政による行政のためのルート、彼らにとって最適最善の唯一無二の自己満足ルートと言わざるを得ないです。その大義のためなら多少の犠牲は致し方ない、取るに足らない数だ、そこにはルート上周辺の何の補償手当もない、その他大勢の方々や我々住民に対する配慮、寄り添う姿勢のかけらも感じられません。

長きにわたる工事期間中はもちろん、未来永劫、騒音、粉じん、日照被害、不安に苦しむ周辺住民の方々は、決して取るに足らない数、少数ではありません。そのような、買物をするところも、学校も公園もなくなるかも分からぬまちに新たに住もうとする方々が増えるとは到底考えられません。再考、見直しを強く要望いたします。

4つ目、この播磨臨海地域道路には、数々の不条理が存在しますが、その中の1つ、行政は「高砂町ではPCBの盛立地があるから住宅地を通さざるを得ない」としています。「現ルート案は、大規模工場、企業が集中する当該地域によって、PCB盛立地を回避し、

公共用地を通し、一部住宅を通す現ルート案が最適・最善と考える」と繰り返すばかりですが、「大規模工場、企業には操業に支障があるので」と一定の理解、配慮を見せますが、ルート上の我々住民には一言の事前説明、断りもなく、第二種低層住居専用地域にもかかわらずまちを壊します。

そのP C B問題の原因とされる製造元企業○○は、「既に法的に解決済み」と、企業責任も社会責任も、道義的責任等々も放棄しています。その一方で、今また我々西畠地域の住民は、第3、第4の被害を被ろうとしています。犠牲になるべきは住民ではなく、製造しながら責任を取らない企業ではないのか。全くもって納得できません。

今回の署名提出に際しても、推進促進団体の要望には自ら立ち合いながら、1万3,000筆を超える我々住民の民意には、自ら向き合わない知事の姿勢といい、企業重視・優先、住民無視・軽視の行政姿勢そのものと言わざるを得ないです。

今回の道路の必要性の説明で、「災害リスク」を上げ、「洪水及び南海トラフ巨大地震による津波、液状化等に伴う通行止め等のリスクに備えるための道路である」との説明がありました。現ルート案、高砂東インター、アクセス道路沖浜平津線の設置される大木曽水路一帯は、浚渫された汚染P C B土壌が両岸に埋められている地域です。

しかも、以前、平成19年9月の県資料において、震度6強の震災時の液状化現象の危険が指摘された地域でもあります。「隣接の恒久化対策済みのP C Bの盛立地は危険だから道路は通せない、それを避けるために住宅地を通さざるを得ない」としながら、なぜそれと同じような危険な大木曽水路地域にアクセス道路、インターチェンジが設置できるのか。そのようなことができるなら、わざわざ住宅地を通す必要はさらさらありませんし、明らかな矛盾、論理破綻です。再考をお願いします。

最後に、今様々な災害が起こり、その都度、被害者のメンタル被害、障害が問題となっています。未曾有の自然災害において、住み

慣れた住居、土地から転居を余儀なくされ、環境の変化によるストレスで心身に異常を来す事例が多くなっています。立ち退き対象住民はもちろん、道路周辺の住民は、このような様々な不安、疑問を抱え、騒音、環境被害を心配しながら未来永劫暮らすこととなります。にもかかわらず、そのような配慮、検討は全くなされているよう思えません。

いま一度立ち止まり、今の時代に即した検討の見直し、撤回を強く要求し、陳述を終わります。ありがとうございました。

○議長 2番の方、ありがとうございました。お席にお戻りください。

続きまして、3番の方、前の公述人席にて公述をお願いいたします。

○公述人（3番） 公述3番目です。平岡町高畠の〇〇です。無職、80歳です。平岡町高畠字北田〇〇、田んぼ 1,056 平米を所有しています。

現在、子供が自宅を急ぎ新築したい意向です。播磨臨海道路の計画地に当たるため、所有する土地への線引きが非常に重要です。新築する建屋図、方角的配置図の詳細設計ができません。大至急、土地の線引きを具体的に提示されることを要求いたします。

サラリーマンにとって、自宅の新築は人生最大のキーポイントのときです。以上、背景を御理解の上、早急に回答のほどお願ひいたします。

これで公述を終わります。

○議長 3番の方、ありがとうございました。お席にお戻りください。

続きまして、4番の方、前の公述人席にて公述をお願いいたします。

○公述人（4番） 4番、稻美町在住、〇〇と申します。

意見の趣旨・要旨。播磨臨海地域道路の稻美町を通るルート計画案に反対です。理由は3点です。

1点目、播磨臨海地域道路全体として、稻美町を通る道路の位置

づけが疑問です。播磨臨海地域道路計画では、（仮称）明石西ジャンクションから（仮称）加古川ジャンクションへつなぐルートは、播磨臨海地域の名称なのに稻美町を通る計画となっています。播磨臨海地域道路全体としてどんな位置づけか、つまり役割・意義が本当にあるのでしょうか。

行政側は、現在の明石西インターの渋滞分散のために稻美インターチェンジをつくると言っていますが、そもそも明石西インターから南方面、明姫幹線、国道250号に行く車両が渋滞しているからで、北の稻美町にインターチェンジをつくっても渋滞分散の役割は果たせないと思います。

渋滞分散というなら（仮称）明石西ジャンクションから南の播磨臨海方面へ通すべきで、それにより神戸方面からは（仮称）明石西ジャンクション、姫路方面からは（仮称）加古川ジャンクションを利用すれば、現在の明石西インターの渋滞分散につながると考えます。

稻美町を通るルートについて、役割・意義を考えていただき、莫大な税金を使って新しい高速道路をつくるよりも、町民の生活道路である県道、町道は相当傷んでいます。また、車を利用できない高齢者の交通手段として、路線バス以外に乗り合いタクシーがありますが、それに加えて町内循環バスを走らせるなどの対策に税金を有効活用するべきと考えます。

2点目、稻美町が掲げた第6次稻美町総合計画の矛盾点です。稻美町は、コウノトリが飛来する恵まれた自然環境、緑あふれる田園風景に、新しい住宅も多く増えつつあります。稻美町が第6次総合計画の中で「ともにつくる 未来へつなぐ 稲美町」を基本理念に捉え、農地やため池などの緑あふれる田園風景と、都市に近く地域のつながりが豊かな住環境が調和した子供から高齢者まで笑顔いっぱいのまちで、今後も住みやすさナンバー1のまちの実現を掲げています。

しかし、播磨臨海地域道路の計画では、高さ10メートル、幅18.75メートルの高架橋が閑静な住宅地、第二種低層住居専用地域、

農地、ため池を通り、住み慣れた稻美町の景観が失われます。

また、天満南幼稚園は立ち退きとなり、天満南小学校の校庭付近を通るため、子供たちの健康問題、教育問題にも影響があり、農業用水にも影響が出ます。

また、この道路は物流トラックの往来が主流となり、（仮称）稻美インターチェンジに大池バイパスをつなぐことにより、稻美町内の幹線道路等が渋滞し、自動車公害等が広範囲に拡散・発生し、生活環境は破壊されるのではないかと住民は日々不安を感じています。

このような状況が予想される中、住みやすさナンバー1のまちの実現が可能でしょうか。住民の生活環境、稻美町の自然環境を守るのも行政の務めではないでしょうか。

3点目、農業振興地域の整備に関する法律についてです。農業振興地域の整備に関する法律に、「国は国民に対する食料の安定供給の確保を図るため、我が国全体の農用地等が確保されるよう努めなければならない。また、地方公共団体は国との適切な役割分担のもと、当該地方公共団体における農用地等が確保されるように努めなければならない」とされていますが、市街化調整区域を安易に播磨臨海地域道路の計画路線に選定していませんか。稻美町の基幹産業は、農業であることを忘れてはならないと思います。

稻美町が守っていかなければならぬ自然環境、生活環境、農地の確保がこの播磨臨海地域道路計画によって壊されようとしています。都市計画に突っ走るのではなく、いま一度立ち止まって、本当に必要か考えていただくことを願います。

以上で公述を終わります。

○議長 4番の方、ありがとうございました。お席にお戻りください。

続きまして、5番の方、前の公述人席にて公述をお願いいたします。

○公述人（5番） 5番、稻美町〇〇の〇〇です。

今4番の方がお話になった、あの方は〇〇、私は〇〇です。その間を道路が通ります。重複することが多いので、もうそれはやめて

言います。

私は、この年になって〇〇をしました。なぜかというと、僕の失敗なんですけども、裁判ができると思いました。〇〇をすると裁判はできます。僕も裁判は得意ですから、やろうと思いました。ところが、都市計画決定をしていなかつたらできないということが、わかりました。裁判をしたって負けるというのは分かるんです。ただ、証拠として残るから、僕はもう数年で死ぬと思いますから、それで証拠として残そうと思って〇〇をしようと思ったんです。

それから、まず言います。端折って言いますと、実は今日説明しようと、この公聴会に出席しますので、最初にもらった計画案を見ました。決められた計画案は、ほんまに一番安くて、工事が早く済む、そのルートだけなんです。

先ほどからもありましたけども、この道路は、まずニッケと河原山池の太陽光発電を潰します。今皆さんも御存じのとおり、クリーンエネルギー政策というか、それから昨年1月1日に能登では地震が起きました。9月では豪雨のために大災害になりました。それで、一番問題は温暖化で、温暖化を防ぐということでやっているのに、それに対する太陽光発電を潰す、もってのほかだと思います。

それと、先ほどから説明があったように、道路で天満南校区がめちゃくちゃに環境が悪くなります。二重にこの道路は温暖化対策に反しているということになります。

それで、今僕は5番目なんで、4番目まで説明がありましたけども、もうとにかく皆さんに幾ら言ってもだめだということをおっしゃっています。それは当たり前なんです。何でかというと、この公聴会も都市計画決定の1つのセレモニーなんです。そのセレモニーを、今日はもう一つ残念なのは、皆さんは都市計画関係者で、これを計画された人は、国の国道事務所も県の道路関係者も誰も来ていない。これはセレモニーかということです。

だんだん興奮してきましたけども、そういうことで、なら我々にとって、先ほどから言っていましたけども、反対してもこれはもうだめなんです。ならどうしたらいいか。収用をかけられる人、用地

買収をされる人が土地収用委員会、ずっと判を押さずに、まず収用法にかけてもらう。そして、収用委員会で採決をもらう。採決額は絶対に上がります。そして、こんなことは言いたくないですけども、たくさんの人々の反対者がいたら、土地収用委員会の事務局、しれています。そうすると延びます。そういうことで、これを阻止するしか。でも結局は、収用法第2条によりもう収用されます。そんなことで、とにかく我々は犠牲者なんです。普通、道路ができたらメリットがありますけども、今回の道路は、私たちにとっては何のメリットもない。それなのに従わないかんのではないかと。

そうやけども、皆さんのが先ほども言っておられましたけども、5月30日に神戸や播磨地域の経済団体でつくる播磨臨海地域道路建設促進協議会が「道路の早期事業化を考える要望書」を齋藤知事に提出しました。知事は、「事業化に向け着実に手続を進めていきたい」と答えた。これは神戸新聞に書いてありました。なら、先ほどから皆さんも言っておられるように、この公聴会は何なのかということに。これ以上言っても無駄なことなのでやめますけども、こういう計画そのもの、特に稻美、どこもですけど、今回はむちゃくちやです。

これ以上はやめます。どうもありがとうございました。以上です。

○議長 5番の方、ありがとうございました。お席にお戻りください。

続きまして、6番の方、前の公述人席にて公述をお願いいたします。

○公述人（6番） 公述番号6、文章を読み上げて公述します。

平岡町新在家在住の〇〇と申します。都市計画法第16条に基づく公述をさせていただきます。

国や県、市町は、経済の活性化、観光の活性化、渋滞の緩和と事故防止、それから防災対策が強調されています。私はステークホルダーの1人として、次の点について疑問を持っていますので、公述させていただきます。

1、名古屋圏域に次いで播磨地域のGDPはナンバー2だと主張

されていますが、臨海部に隣立する大企業は流通確保、建設業は工事費で経済の活性化が図られると思いますが、地域住民の暮らしや経済活性化とは別問題であると思います。

洋の東西を問わず、格差社会が大きな社会問題になっています。日本でも 2022 年の総務省の家計調査報告では、上位 10% が全金融資産の 53.9% を保有、下位 50% の保有率は僅か 6.8% となっており、日本の可処分所得ベースのジニ係数は 0.33 で、完全平等から遠く、格差は先進国の中でも高水準となっています。

以上の事実から、経済の活性化といっても、地域住民にとっては主食の米が不足する事態の中で、1 メートル 1,400 万円以上の工事費の負担は不要不急以外の何物でもありません。5,900 億円も工事単価の高騰で 1 兆円超えの情報も伝えられており、大問題だと考えています。

2、観光の活性化の主張ですが、高速道路は目的地間を短時間で通過するためのインフラであり、通過交通は地域に滞在せず消費をせず、市民生活の活性化とは程遠いと考えています。高速道路ができると、むしろ地元の商店街がスルーされるリスクさえ感じます。通過交通と観光誘客は別物ではないでしょうか。観光の名を借りて正当化されることは違和感を感じ得ません。

3、計画起案時点から完成までのタイムラグが大きく、交通量予測に齟齬が発生しています。加古川バイパスは 19.4% 減と着実に減少し、人口減少や若者、高齢者の車離れ、リモートワークの普及などを踏まえると、今後も交通量は減少し続けるのではないかでしょうか。また、労働者不足も加味して流通革命が進んでおり、無用の長物となる可能性があります。

4、防災対策が強調されていますが、ルートがたくさんあると防災対策になるとの主張ですが、播磨臨海地域道路は海岸線近く、埋立地、低地部を通過する図面となっています。南海トラフ巨大地震や台風、風、高潮では、津波、液状化、高潮の直撃を受ける危険区域であり、避難、輸送路として危険性をはらんでいます。実際、防災の原則は高台、内陸ルートの確保であり、臨海部道路が防災路に

なるというのは逆行した説明ではないでしょうか。

5、環境影響調査は事前に行い、予測できる大気汚染や騒音、振動、低周波、電磁波、日照権、生物資源等のリスク調査を行い、住民に知らせて路線決定前に公表すべきだと思います。順序が逆ではないかと思います。また、加古川市内で南北道路の周辺住民から「日陰になって地価が下がってしまった」という附隨的な影響も発生していると聞いていますが、こうしたことに対する補償は何もないと言っています。

6、住民にとっての土地とは、単なる所有物ではなく、生きてきたあかしです。代替地や移転補償金では、ここに住み続けたかったという思いは償えません。特に高齢者や先祖代々の土地を守ってきた世帯にとっては、生活の根幹に関わる問題。立ち退き補償についても、減価償却した住まいの住民は、再出発するのに二重ローンを余儀なくされるのではないかでしょうか。

また、約 500 世帯が立ち退き等を余儀なくされると聞いていますが、トイレ、風呂など水回り部分だけ一部収用扱いされると、構造上は残っても実質居住不能となり、日常生活が破壊される事例も発生すると思われます。生活者にとっては一大事になります。

7、気候変動問題が大問題になっていますが、世界気象機関が今年の 5 月 28 日に発表した報告書では、人為的な気候変動により地球の温暖化が進み、今後 5 年間で新たな最高気温が記録される可能性が高いとの見通しを示し、世界の平均気温は産業革命以前の平均気温より 1.2 から 1.9 度高くなるとみられると報告しています。

カーボンニュートラル問題について、建築資材や建設プロセスに起因して CO₂ が 11% 押し上げられると言われている建設時の環境負荷への心配の声が上がっていますが、ゼロカーボン宣言をしている加古川市としても政策整合性が問われています。このことについての説明がないので、お願いしたいと思います。

以上 7 点、理事者提案に対する感想と心配事を述べさせていただきました。御回答をお願いして、私の公述とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長 6番の方、ありがとうございました。お席にお戻りください。

続きまして、7番の方、前の公述人席にて公述をお願いいたします。

○公述人（7番） 7番の公述をさせていただきます。山之上の〇〇をしております〇〇といいます。どうぞよろしくお願ひします。

工事に関する周辺への影響というのがありますので、特に町内を通る池とか道路の関係のことについて述べさせていただきたいと思います。

町内には大きな池が2つ、特に大きいのが1つあるんですけども、潰目池という大きな池、ちょうどその西側の端のほうの上空を道路が通ることになっています。池の上を通る際の橋脚の位置というのがすごく重要なポイントとこちらは考えておりまして、工事の関係で池の水量とか、水質に関する考え方というのはどのように持っておられるのかというのをお聞きしたい、明示していただきたいと考えています。

潰目池は、下流側に農業用水として重要な水源になっています。池の東側には、営業として水上ゴルフ場とかもありますので、それにとっても重要な環境になっています。

臨海道路は、高架のために池の上を通過するところになりますけども、では工事をするために池の水を抜いてしまったりとか、そういう状態が起こりますと、農業には多大な影響が出てくると考えられます。池の水量の調整というのはそんなに簡単ではありませんので、期間によっては稲作等に大きな影響が出ますし、水上ゴルフ場にとっては水がなくなった場合、営業ということができなくなってしまいます。こういったところは営業がしばらく止まりますと、客離れを起こして、最終的に廃業になっているケースは当然多くありますので、そういった可能性もあって特に不安であるというところであります。

水を抜かず工事をする場合は、影響はかなり少なくはなると思いますけども、景観の変化、影響等はあって、非常に不安であります

す。農業にしても事業にしても、水源と水質、水量の確保等については不可欠でありますので、その辺のところを御留意していただきたい、そういうことについての説明をしっかりとしていただきたいと考えます。

続いて、潰目池と別に2号線のすぐ下のところに小さな池があるんですけども、その池の東のところをかすめるような形で計画はなされています。これも小さいとはいえ、農業用水等について影響が出ることが考えられます。先ほどのことと併せて、工事の計画の概要、計画的な内容を早めに明示していただいて、工事の実施に伴う影響、その評価、それからそれが発生したときにいろいろなところに起こる不利益等についての補償についても早期に明示いただきたい、そういうふうに考えております。また、それぞれの利権者に納得のいく形での回答、またそれに伴う補償はお願いしたいと思います。

池の環境のところになりますので、どちらかと言えば、個人のところではなくて、水利委員会とかいろいろなところの内容の団体がお話の対象になってしまします。どうしても説明が後手に回っているような気もしますので、そういうところに対しても細かい説明をしていただいて、できるだけ不安を解消できるような形で御配慮願いたいと考えます。どうぞよろしくお願ひします。

2点目、県道382号線の整備についてです。今回の計画は、本線が全て高架になります。その関係で近隣の県道に側道の役割を携わせるのではないかというふうに考えて、またといった内容のことを聞いております。現在の382号線、国道から明姫幹線につながる道ですけども、その県道は非常に道幅が狭く、歩道もごく一部しかついていません。平日の朝の7時、8時台は大変混雑して、迂回する車が町内の狭い道を走っていくような形になっています。非常に危険な状態が続いている。

平岡播磨インターチェンジができた場合は、当然車の流入量が飛躍的に増加して、現状以上の混雑が想定されます。県道は4車線化されると思われますが、歩道や横断歩道、信号等の整備計画、本線

の工事規模の概要に合わせて、これも先ほどのことと同じですけども、早くの時点、早期に明示いただきて、住民の不安を解消していただきたい。こういった内容のところの積み重ねによって、基本的には反対ということが出たとしても、その次の手としての安心につながるような内容の手立てとして、早期に詳しい説明をしていただくことを切にお願いしたいと思います。

これで公述を終わります。ありがとうございました。

○議長 7番の方、ありがとうございました。お席にお戻りください。

それでは、一旦ここで休憩を取りたいと思います。

(休憩)

○議長 それでは、時間となりましたので、再開いたします。

続きまして、8番の方、前の公述人席にて公述をお願いいたします。

○公述人（8番） 公述番号8番、加古川市別府町から来ました○○、66歳、職業は建築家です。本日はよろしくお願ひいたします。

私は、道路建設予定地に含まれる別府に先祖から受け継いだ家があり、当事者の立場として、そして市民の立場から意見を述べさせていただきます。本日の主張は4点です。

1点目、住民不在、道路ありきで説明された道路計画の進行には不信感があります。播磨臨海地域道路の建設予定地に含まれるところに家がありますが、2023年10月に初めて道路計画が進行していることを知りました。同年12月に兵庫県及び加古川市から地域住民に対する説明会が行われましたが、初回であるにもかかわらず、道路ありき、播磨臨海地域道路は建設されるという前提で話されていてことに疑問を感じました。県、市は道路建設計画に関する情報を公示したと主張しましたが、直接被害を被る地域への情報告知は十分に行われていません。限られた場所で消極的な告知をしたとしても、本来聞くべき意見を聞くことはなかったはずです。

立ち退きを要請される家もあり、道路建設は住民にとって生活基盤を破壊される重大な問題です。直接打撃を受ける地域の住民が意

見を述べる機会をうやむやにされたまま計画がかなり進められていることに強い不信感を抱いています。計画は地域住民の意見を公平に聞いて検討されるべきであり、不透明なまま決定して進められるべきではありません。

説明会で「道路の目的は」と問い合わせたところ、「物流の効率化を図り、製造業の活性化を目的としている」との説明がありました。幹線道路の渋滞緩和にもなり、事故が減少するということは住民のためになると付け加えられましたが、言い訳にしか聞こえません。産業界、製造業を活性化するための渋滞緩和が地域住民の生活より重要とは到底思えません。産業界の需要と利益のために、地域住民の生活が犠牲にされるべきではありません。

2点目、S D G s、持続可能な社会を実現する問題に対して、この道路計画は時代の要求に逆行し、環境を破壊します。別府・高砂エリアは、半世紀前の高度成長期の重工業進出によって環境が破壊され、住民は粉じん飛沫や水質汚染などに悩まされてきました。それでも、環境の回復を目指して植樹や運河の整備を地道に行ってきた結果、近年ようやく自然が再生し始め、人と生物が暮らせる環境が戻ってきたところです。この道路計画は、その自然と地域住民の生活、そして希望を再び破壊します。

社会は、この道路計画発案当時から大きく変わりました。地球温暖化、異常気象、森林破壊、生物多様性の減少など、近年は環境問題が深刻です。国連が提唱するS D G sに向き合うために世界は諸々の基準を見直しています。日本政府も2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言し、今年の4月には、建設を含めて脱炭素の計算が義務付けられました。道路計画は30年から50年先を想定し、時代に合わせて検討されるべきです。

また、若者の間で車離れが進んでいることは国交省の調査でも報告されており、トラックの運転手の数も減少傾向にあります。近年、環境省、国交省では、CO₂排出量を削減できる鉄道や船舶などの利用、モーダルシフトを道路輸送の代替手段として推奨しています。モーダルシフトの導入は、運転手不足の働き方改革といった社会背

景からも求められており、道路交通量の削減にもつながります。

海岸線の播磨工業地帯には産業港もあります。渋滞緩和を上げて安易に新しい道路を建設する計画は、世界規模で推進されている脱炭素の動きに逆行します。道路建設に固執せず、道路交通量の削減やCO₂の排出量の削減を目指すべきではありませんか。

この道路建設は自然を再び破壊するものであり、住民の生活の質をおとしめさせたかつての高度成長期の誤りの繰り返しに他なりません。環境問題は非常に深刻で、即時の改善が求められるため、道路建設の是非の再考を切願します。

3点目、安全性の問題、災害時の緊急用道路を液状化リスクの高いエリアに建設する計画への不安です。

道路建設が計画されている別府は、元は海岸線で、半世紀ほど前に神戸製鋼や工場建設のためにつくられた埋立地です。大地震の際に埋立地が液状化し、甚大な被害を引き起こすことは、阪神・淡路大震災のときに目撃されています。

さらに昨年、2024年 の能登半島地震では、防災科学研究所主任専門研究員の先名重樹氏は、建物の被害の状況の検証から軟弱地盤では震度が倍増することを立証しており、また東京工業大学の田村修次教授は、震度が倍増することで杭基礎が壊れて、建造物が横倒しになったことを指摘しています。軟弱地盤の下にある硬い地盤まで掘って、建造物の杭を打つことで強度を上げるという理論はありますが、現在の技術では安全確保は不可能だと報告されています。

巨大地震が起きるリスクは日本中にあります。軟弱地盤の分布図を見ると、播磨臨海地域道路のルートの沿岸部分が軟弱地盤であることが分かります。渋滞緩和と同時に、災害時の緊急用道路の役割を担う予定のこの道路は、巨大地震の際に本当に安全に機能するのでしょうか。説明会では「安全に建設する」との返答がありましたが、技術的、科学的根拠に基づいた説明は一切なく、調査に信憑性が感じられません。

さらに、今後、例え建設技術が進歩したとしても、日本では工事費の高騰が大きな問題になっています。現在既に予算不足で建設工

事が頓挫するケースが多発していますから、過去に算出した予算での建設は到底不可能と思われます。非常時の緊急用に建設される道路自体が壊滅する不安、倍増する被害への恐怖は拭えません。

最後、4点目、評価・判断は公平に行われているのかという点です。

この計画道路の安全性、環境評価などはどのような組織が行っているのか。道路建設推進派に偏った組織で行われてはいないでしょうか。アセスメントや判断は公平な立場の第三者を含めるべきで、道路建設を前提にして進めるべきではありません。現実を見詰め直し、冷静に、そして公平な視点で道路建設の是非を再検討していただきたい。

以上、産業界の需要と利益のため住民の生活が犠牲にされる、道路ありきで進められているこの道路計画に対して反対です。環境、SDGsの問題、安全性の問題、そして透明性のある公平な評価・判断などの問題について、住民への明確な説明と見直しを求めます。

これで公述を終わります。ありがとうございました。

○議長 8番の方、ありがとうございました。お席にお戻りください。

続きまして、9番の方、前の公述人席にて公述をお願いいたします。

○公述人（9番） 9番ですけども、私は別府町の関係者です。

私が申し上げたいのは、安全と環境問題、これについて地域住民の観点から一言申し上げたいと思っております。

現計画によれば一部住民の住宅密集地を通り建設する計画となっていますが、以下の面から地域住民の安全・住環境を著しく阻害される事は必至です。

要旨を順番に申し上げますと、まず第一は、先ほども話がありましたがけれども、超巨大地震が予想されております。阪神・淡路大震災とは比較にならない東南海・南海地震とか山崎断層のずれによる超巨大地震が今後、数十年の内に発生する確率が非常に高いと予想されております。そういう巨大地震対策を講じたとしても人知をは

るかに凌ぐ道路の損壊とか通行車両の落下は回避できません。以上より、住宅地域を避けて建設すべきです。

それから2つ目は、環境阻害です。これは従来、何十年来言われていることですけど、大気汚染、自動車からの有害なガスの排出、それから粉じんもあり、騒音・振動、昼夜を問わずそういうことがありますし、夜間は特にヘッドライトとかによる光の害も起こります。そういうのも付近の住民には悪影響を及ぼすということがございます。

それから1つ可能性としてありますが、交通事故も起ります。交通事故も高架道路で起りますと、最悪側壁を壊して下に落下します。上記を勘案し、現計画を深堀して道路、ため池、遊休地、企業の私有地、菜園、田畠、倉庫、工場等、住宅地よりは格段に危険性並びに悪影響の少ない敷地が多くありますのでこれらの上に建設すべきです。

例えば極端な話、これは非現実かもしれませんけど、大阪湾岸の道路がございます。あれはどういうところを通っているかというと、人工島とか波止場とかそういうところを通って、仮に何か事故が起きても、人的被害、物的損害もほかの住宅密集地域よりは少ないという事を勘案してルートの選定をやっている。

それから、阪神湾岸道路の西側が、この前の説明でもありましたけど延長されるという計画もあります。そういうことを踏まえますと、こちらの播磨のほうも、例えば別府町のほうから播磨の人工島、二見の人工島とか、例えば、そういうところを通して、先ほどのバイパスにつなげるということも検討の余地があるんじゃないかと個人的には思っております。

そういうことで、最後に、立ち退きされる方が一番大変ですが、二、三十メーター周辺の人は今後何十年も住まれるわけです。その方たちの安全が脅かされる、それから環境問題にも影響される、そういうことが何十年、何百年も続くわけです。

関連町村に在住し続けねばならない数多くの住民の方々の安全・健康・住環境保全に配慮して戴き是非、経路の変更を実現して戴き

たくご高配の程お願い申し上げます。

私の意見は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長 9番の方、ありがとうございました。お席にお戻りください。

続きまして、10番の方、前の公述人席にて公述をお願いいたします。

○公述人（10番） 公述番号10番、別府町別府在住の〇〇です。

まず初めに、なぜ国民、県民、市民の税金、数十年前に提案された額は5,900億円、材料費の高騰や物価の高騰により1兆円以上もかかるとされる多額の税金を投入してまでも、なぜこの高規格道路を建設されようとしているのか。

渋滞緩和や交通事故の削減、産業の振興、製造業の活性化、観光周遊の促進などが言われております。しかし、現段階での世論調査でも、今後人口減少が進みドライバーの数も減る中、輸送形態も変わるものであろうとも言われております。ましてや加古川市南部地域は、先ほども述べられましたように、過去には砂浜が長く続き、海水浴客や潮干狩りなどにぎわったところであります。そのような軟弱地盤であるにもかかわらず、道路建設で掘削作業や埋立てなどにより、山崎断層や南海トラフ地震への誘発や、加古川での橋脚建設による海水汚染、海洋生物、土壤の浸食、地盤沈下のリスクなどへの影響をどのように考えられておられるのでしょうか。

また、2013年7月に国土交通省道路局が『構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン』を発表いたしております。中身はというと、非常に分かりやすく表現され、具体的に書かれております。例えば、計画策定プロセスの適切性は、「透明性、客観性、合理性、公正性」の4つを要件としております。透明性とは、情報が誰に対しても開示されていること。客観性とは、データ、情報などが客観的なものであること。合理性とは、各種手順が合理的に行われていること。公正性とは、進め方や判断は偏りなく公正であること。

また概略計画では、「計画策定者は、概略計画を決定した場合に

はこれを公表する」、決定の考え方は、「コミュニケーションプロセスを経て、得られた情報を意思決定に当たって考慮する重要な要素」と書かれています。計画策定者は、当然あらかじめ必要と考えられるべく、情報収集やデータ分析などの準備を整えておくことが必要なのではないのでしょうか。各地区での説明会でも「今調査中である」、あるいは「資料や返答などは後日ホームページで」と言わされておりましたが、国土交通省発表のこれらの中身を本当に理解して進められているのでしょうか。これらが発表されて約 12 年間が経とうとしているにもかかわらず、明らかにされたのはルートのみで、進めようとしていることが問題なのではないのでしょうか。

また、高規格道路ができれば雇用が増えるとも言われておりますが、それらの根拠すら明らかにしない。

また、観光客を呼び込む、どこに加古川市南部にそのような施設があるのでしょうか。

ホームページでの都市計画に関わる説明会の主な意見と回答に關しても、「新幹線の上を越えるのは危険ではないか」の意見に対し、「鉄道事業者と協議しており、危険ではないと考えている」と回答があります。本道路建設計画によりますと、山陽新幹線の上を越え、その北にあります高圧鉄塔の上、22 メートル上空を通り、1 キロ少し南に下がれば、今度は姫路に向かうためにカーブを余儀なくされます。道路を南下するため、11 トントラックがどれだけ登るのに加速し、すぐに減速しなければならない危険な計画設計道路の下には、日常生活を営む住民が生活しているのであります。

先日、山陽電鉄別府駅南のイトヨーカドー前で市民の播磨臨海地域道路建設についてシール投票を行いましたが、「知っている」と答えた方は少なく、「知らない」と答えた方のほうが多くおられました。

説明会では、市民に理解をしてもらうために説明を事細かにと言わせておりましたが、これらの実態はどのように思われるのでしょうか。これらは、実際にイトヨーカドーの 1 つのスペースにアンケート用紙を置き、そこに市役所の方が座っておる、何をしている

のかも明らかにされない、通過している、この実態、果たして皆さん方は、これが本当の市民の声だと思われているのでしょうか。

また、「高速道路の料金所でアンケートを取った、また事業主と話をした、だからこれは進めていいんだ。」しかし、住民はこれに對して「知らない」という答えを出しているにもかかわらず、これを促進しようとする体制が問題ではないのでしょうか。

また、神社仏閣は避けるよう努力をするとありますが、別府住吉神社のすぐ北側を通るため、昼夜を問わず振動による建物への傷みなどが起こるのは当然ではないのでしょうか。住吉神社も長く親しまれておる関係上、やはり古くなり傷んでいる箇所も多くあります。そこを搖すってどうするのでしょうか。

また、東播磨道近隣の方も、「この東播磨道ができたら便利になると言われ賛成したが、夜中でもトラックが通るたびに食器棚の食器がガタガタと音を立てて、地震かと思う。そして、寝ていることも不安視をする」このように述べられておりました。「安住の地として骨を埋めようと思っていたのに、寝耳に水とはこのこと」と嘆いておられる高齢者、「今さら引っ越してコミュニケーションがとれるのだろうか、二重ローンも組めない」との意見も多く聞いております。このように、一部引っかかってもそこから離れられない高齢者が多くおられる地域を真っ二つに割る、これが行政の行うべき仕事なのでしょうか。

公述人の多くの方が撤回を求めております。私どもも、やはりこの自然破壊、これらに対する意見を述べ、このような観点から無謀な高規格道路建設には絶対に反対であることを述べ、公述を終わらせていただきます。

○議長 10 番の方、ありがとうございました。お席にお戻りください。

それでは、続きまして 11 番の方、前の公述人席にて公述をお願いいたします。

○公述人（11 番） こんにちは。高砂から参りました、高砂町まちづくり協議会の〇〇と申します。

平素は、私たちのまちづくり協議会、県民局の方々をはじめ県の皆様方に設立当初から大変お世話になります。今日に至っております。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

さて、私たちの高砂町の紹介になりますが、これは播磨臨海道路との関連性がありますので申し上げます。非常に閑静な町並みがそろったまちです。そして、このまちが江戸時代につくられ、町並みがちょうど碁盤の目のようにになっております。その町並みがそのまま今現在残っております。それらを私達は誇りにしています。そして、行事は9月に行われます万灯祭であるとか、10月の秋祭りなどがあります。そういった中で私たちまちづくり協議会は活動をさせていただいております。

そのような中で、播磨臨海地域道路の話が出てまいりました。この道路計画につきましては、随分以前から計画が出されておりました。私達もあくまで臨海道とした上での承知をいたしておりました。といいますのは、これから日本、これから私たちの播磨地方の発展を考えた場合に必要であろうという解釈をしておりました。

ところがです。具体的なルートが計画され、高砂町を通るルートが発表されました。先だってからいろいろ説明会で説明をいたしております。そのルートは、いわゆるまちを破壊するルートになってしまっております。東方から町なかに入ってきて、閑静な町並みが壊れます。数多くの住宅が犠牲になります。

そして、何と学校施設、小学校、中学校が破壊されます。答弁によりますと、「新しくつくります」というようなことをお聞きするんですが、新しくしたらいいようなものではありません。学校というものは、やはり地域で非常に大事な、「私たちの学校」というような意識があります。それだけやはり地域が育てていった学校であります。小学校、中学校が犠牲になります。

そして、それと共に公園が犠牲になります。この公園は鐘淵紡績工場の跡地利用ということで、いわゆる記念公園として立派な公園に生まれ変わっており、私たちは、それを高砂の遺産として大切にしながら、市民の方々が散歩をしたり、花壇をつくったりというよ

うなことで利用されております。市民の憩いの場になっております。

どうして町なかが破壊されるんでしょうか。ルートの問題がいろいろあると思います。ぜひ共検討いただきたい。

それから、私たちの生活にしましても、まちづくりにしましても、新しく生まれ変わっていくというようなものは当然出てまいります。それはそれで大事なことですが、やはり守るべきものがあります。地域で大切に守り伝え、それを後世に伝えていくといったことは、やはり必要なんです。そういうものを私たちまちづくり協議会で取りくみをさせていただいております。

それから、最後に 1 点、これは非常に大事なことなんですが、平成 18 年度に高砂町が県から歴史的景観形成地区の指定をいただきました。そして私どものまちづくり協議会も、そういうものに沿った運動展開を今までしてまいりました。ところが、その私たちの本当に小さなまちなんです。その小さなまちに高速道路ができようとしているんです。この辺の矛盾は、非常に我々憤りを感じておるわけであります。私たちまちづくり協議会が今までいろいろとまちづくりに、県の御指導の下やってまいりました。ところがこういう問題が起きてくる。高砂のルートという、高砂のど真ん中に大きな高速道路ができる。これは何とか阻止のお願いをするところです。

そして、高砂ルートは反対ではありますが、先ほど申しましたように、全体像としての播磨臨海道路については賛成の意向であります。ぜひともその辺の御考慮をいただきまして、よき将来にわたって高砂のまちづくり、そして、この播磨臨海道が私たち市民にとりましてよき道路になりますように願いまして、公述とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 11 番の方、ありがとうございました。お席にお戻りください。

続きまして、12 番の方、前の公述人席にて公述をお願いいたします。

○公述人（12 番） 12 番として公述させていただきます。播磨町南大中の住民です。

播磨町は直接道路が通らないので、いわゆる協議会にも参加されてないかなと思いますけども、ただ間接的に影響があるので、特に生活道路に対する流入に関して意見を述べたいと思います。

私は、明姫幹線ができる以前の状態をよく知っています。あれができるまでは、その辺の生活道路に、どんどん正月、盆暮れ、特に暮れの正月に入ってきてどうしようもできない状態でした。すごく改善されて、それは道路の効果をよく評価しております。

ただ、私は播磨町周辺をうろうろ自転車で通ったり歩いたりしていて、道路の欠陥というか、気になることがあります。例えば、西中野から古田のほうに入る道路のところの交差点、旧道としては昔は県道だったので重要かと思いますけれども、信号をつくったために、姫路から来る車が右折してどんどん町内に入ってきます。その町内の道路は小学生が通ったりする生活道路ですので、それは非常に危ないです。だから昔は事故も起こったりしていますけども、その辺を避けるように計画ではしていただきたいということと、それからもう一つ、播磨町の瓜生交差点のすぐ東、100mほどのところに交差点があります。信号がない交差点です。昔は土山駅から二子のほうに行く道として重要だったんですけども、その西側に瓜生交差点で人工島に行く立派な道ができているのに、その東に信号がない交差点があります。このために、例えば二、三年前、若い方がバイクで右折するか何かして亡くなっています。私もそこを通るときに、突然車が出てきたりしてびっくりしたことがあります。それは、道路をつくるための地域住民との団体交渉の段階で、そういうのを認めてしまったのかもしれません。今の現状からしたら到底認められないような、そういう道路があります。

そういうことを今回各当事者の方がいろいろコメントされていますけども、交差点とかジャンクションのところじゃなくて、その周辺でも、そういう交通の常識を反するようなこと、またその周辺住民の生活環境を侵さないような交通事情の改善をお願いします。それは直接高速道路とは関係ないと思いますけども、それが非常に気になります。

例えば播磨町でも、明姫幹線のところから新島に行く道はありますけども、例えば浜国道のところが渋滞します。それで、みんな脇道から入ってきて行くわけで、そこに1つ橋を通せばスムーズにいって、そこに集中できます。そういうような配慮もしていただきたいと思います。

高速道路は確かに重要だと私は分かりますけども、できたことによって周辺の生活道路の影響、それを配慮して、そこまで県の予算でカバーするような形にしていただければ非常にありがたいと思います。

ただ、何回も言いますけども、交渉過程で、瓜生の東の交差点なんか何でそんなとこに交差点ができたんかなと。私、明姫幹線を走っていて、信号のない交差点はそこしかありません。

そういうことで、私は当事者ではないし、部外者的な発言にもなりますけども、生活道路の流入を控えてほしい、また生活道路を改善して、なるべく当事者である工場なり、人工島に行く道路の改善も含めて計画にしてほしいと。中心の道路が必要なのは分かりますけども、その結果、周辺に迷惑をかけるのは非常に困ります。

例えば、道路が通る直接の人たちはもっと大変だということは、先ほどの公述でよく分かりましたけども、周辺の直接通らないところにも生活道路に入ってくる道に車両が増えるということ、これも考慮して、そういう周辺道路の整備も含めて計画を立てていただきたいと、そのように私は思い思います。

以上で私の公述を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 12番の方、ありがとうございました。お席にお戻りください。

続きまして、13番の方、前の公述人席にて公述をお願いいたします。

○公述人（13番） 公述番号13番、高砂市伊保崎在住の〇〇と申します。

この道路計画は、現時点では多くの疑問や不安があります。私のほうから、特に本線の事業の進め方や安全性に関して、

4つの観点から意見を申し上げます。

意見の1つ目は、播磨臨海地域道路・都市計画の説明は、参加者の疑問に答えるものであったか。初めから素案ありき、住民軽視の説明会ではなかったかということです。

令和5年の初日の説明会では、「住民の意見はどのように聞いたのか」という質問がありました。ホームページで公表されている播磨臨海地域道路・都市計画に係る住民説明会の主な意見と回答を改めて確認すると、平成29年度と令和元年度にアンケートやヒアリング、オープンハウスを実施しています。今回の道路計画に関するアンケートは、国道2号線沿いの住民を対象に実施されたと聞いています。一方で、実際に道路やインターチェンジが予定されている地域の方からは、「自分たちの意見は聞かれていない」という声が上がり、何十年も住んできた終の棲家が奪われるとして、道路計画に反対の意を示されています。この道路計画は、初めから住民参加の公平性や説明責任が欠如しているのではないかでしょうか。

令和6年度の説明会では、令和5年度の市民の意見を踏まえ、代替案を提示、説明されました。複数のルートの中で、多くの住宅地を通る現実的とは言えないルートや工場の中を通るルートが示され、工場の操業に支障があると説明をされました。住民からは、「工場の操業に支障があるから通せないと言うが、ならば私たちの住宅地は通してよいのか」と、さらに市民の怒りを呼び起こしました。

市民の質問に対し行政側は、「これは素案であり、まだ決定ではありません。御意見は賜ります」と発言しました。加えて、事業者や全体の事業費も未定との説明では、住民はどこに意見を言えばいいか分かりません。

私は、令和5年度と6年度の高砂市で行われた説明会に全て参加し、会場を後にする市民の方の感想を聞きました。どの会場でも圧倒的多数の住民の合意は得られていないという印象です。

事業を進めるに当たり、住民の理解は重要な課題であると思います。しかし、この地域に本当に高規格道路は必要なのかという根本的な住民の疑問は、一度も丁寧に議論されていないのではないでし

ようか。説明会で出た多くの懸念に対し、住民の意見が素案にどう反映されたのか全く見えません。

都市計画法では、公聴会など住民の意見を聞かなければ、都市計画決定ができないとなっています。説明はされましたが、住民の意見を全く取り入れず、最初に示した素案を通すような一方的な都市計画では、住民の意見を聞く前に方向性が決まったということが言えるのではないでしょうか。このように決まった後に説明するやり方では、今後の計画も住民の信頼を失います。改善するつもりはありませんか。この計画は、住民の暮らしやコミュニティを壊し、自然が破壊される計画です。どこから見ても認めることはできません。白紙に戻すべきです。

意見の2つ目は、高砂市で計画されている本線ルートは、山崎断層帯や南海トラフの際、液状化の危険度が極めて高いエリアです。そもそも軟弱地盤に橋脚を立てることがどれだけ膨大な費用がかかるのか、私は懸念を抱いています。

県や市は、阪神・淡路大震災や熊本地震を踏まえて耐震基準の見直しがなされていると説明しています。しかし、令和6年の能登半島地震は、これまでの知見を覆すような新たな警鐘を鳴らしています。それは軟弱地盤の地域では、地震の揺れがところによっては通常の約2.5倍以上に増幅されるという現象です。能登半島でも埋立てや軟弱地盤を中心に深刻な被害が集中し、多くのインフラが機能不全に陥りました。

今回の道路計画が予定されている沿岸部や埋立部も同様の軟弱地盤が広がるエリアであり、橋梁やトンネルの建設においては極めて深刻なリスクを抱えています。そのような場所に、事業主体が決まってから調査を行うということに住民は納得できません。

高砂の西畠地域の住民からは、「家の改裝で基礎をやり直すとき、埋めても埋めても基礎が安定しない」ということがあった。ここに橋脚を立てるのは無理だ」とお話を聞いています。住民から、「調査を行って万が一、難しいことになればどう対応するのか」という質問に、「あくまでも道路は建設する」と説明されました。こ

のような説明では、市民は納得できるものではありません。

調査は事業主体が決まってからということですが、現時点でのこのような地盤に橋脚が立たない可能性があることをどこまで想定しているのでしょうか。必要な対策の技術的、財源的見通しはあるのか。もし計画どおりにいかず費用や工期が大幅に膨らんだ場合、誰が責任を取るのでしょうか。

意見の3つ目は、土砂災害特別警戒区域付近に道路、トンネルを掘ることへの懸念です。

本線ルートは、土砂災害警戒区域の上に計画されていますが、土砂災害特別警戒区域も隣接しています。崖のすぐ下に家が建っており、家屋のすぐ裏が崖という非常に危険な状態です。トンネル工事の振動により地盤が緩んだり、地下水の流れが変化すれば、住民の生活環境や安心・安全に重大な影響を与えることが懸念されます。この地域における土砂災害リスクに対する十分な調査は事業主体が決まってからということですが、説明会で住民からの「事業主体が決まって調査をして、万が一だめだったら中止するのか」という質問に、「あくまで危険がないように道路は建設していきます」と答えています。危険があると分かった場合、中止や大幅なルート変更も含めて見直す意思はありますか。危険がある前提でも、技術的に回避できるという想定で進めていくのでしょうか。

また、万が一災害が起こったとき、その責任は誰が負うのでしょうか。市民にとっては、自分たちの真後ろの崖のところにトンネルを掘ることが命に関わる問題であるということ、どうか理解していただきたいと思います。

意見の4つ目は、この道路が本当に必要なのか、その根拠が不明確です。

物流の効率化や災害時の代替ルートといった目的は上げられているものの、人口減少時代を迎える、具体的な交通量予測や有料化の場合の費用対効果の分析は示されていません。本当に必要があると言えるのでしょうか。人口減少と車利用の減少が進む中で、今後どれだけの交通需要が見込まれるのか、根拠のある予測を教えてください

い。

結局この道路は、産業界からの要望によって設置が検討されているということではないでしょうか。市民全体の利益に本当にかなうものになっているのでしょうか。

播磨臨海地域道路は多くの住民が反対し、住民運動も各地で起こっています。不要不急の高規格道路の建設よりも、頻発する災害対策に税金は使われるべきです。播磨臨海地域道路に反対します。素案の撤回を強く求めます。

これで公述を終わります。

○議長 13番の方、ありがとうございました。お席にお戻りください。

次は、14番の方になりますが、本日辞退の申出がありましたので、公述は行いません。

15番の方につきましては、御本人と連絡がつながりません。

その他の方については、公述が全て終了しましたので、公聴会の議事を終了させていただきます。

進行を事務局にお返しいたします。

○司会 公述人の皆様、傍聴人の皆様、円滑な議事の進行に御協力をいただきありがとうございました。

本日の公聴会記録と公述していただいた御意見の要旨は、いただきました御意見に対する県の考え方と合わせて、都市計画案縦覧までに県のホームページなどで公表いたします。

これをもちまして、播磨臨海地域道路の都市計画に関する公聴会を閉会いたします。

(閉会：午後 12 時 14 分)